

玉ぎよく
東とう
町まち



(役 場)

一 概 況

本町は、熊本県の北部、玉名郡の南東部に位置し、東は熊本市、北は山鹿市、玉名市及び和水町、西は、玉名市、南は、熊本市及び玉名市に接している。人口は五、五五四（平成二二年国勢調査）、面積は約二四平方キロメートルとなっている。

地勢は、周囲を山に囲まれて中央が盆地となっており、中央部から北西に向かつて木葉川が流れ菊池川に合流している。田畑、山林の割合が多く、産業は農業が主体で、町南部は、隣接する熊本市及び玉名市とともに金峰山麓オレンジベルトを形成するみかんの中核的生産地で、ほかにもなし、すいか、すもも（ハニローザ）、などの生産も盛んである。また北部は、木葉山に埋蔵する石灰岩を利用し、明治のころから生石灰、タンカル製造を主産業として栄えてきた。

交通は、町をJR鹿児島本線が横断して中央部に木葉駅があるのをはじめ、JRに並行した国道二〇八号には、熊本、玉名方面へバスが運行されている。

旧跡として、西南戦争で有名な有栖川宮督戦の地や吉次峠などの激戦地跡がある。吉次峠は、西南戦争で最も激しい戦いが行われた場所のひとつで、薩軍防衛線最後の牙城となった地であり、官軍に「地獄峠」として恐れられた険しい場所である。現在、この付近には、ここで戦った、薩軍の篠原国幹戦死の地や、熊本隊隊長佐々友房の詩碑などがある。そのほか、古代製鉄所跡、鎌倉期の五輪塔、中世の城跡も残り、歴史的、文化的に貴重な資料が残されている。

また、西安寺神楽、雨乞い踊りが郷土芸能として保存されている。そのほか、丸田公園、陣内公園、年ノ神水源公園が整備されている。

二 町名の由来

昭和三〇年（一九五五）三月の新村発足にあたり、合併二か村の住民から公募したもので、玉名郡の東部に位置するところから「玉東村」が選ばれた。四二年四月一日、町制を施行した。

三 平成の合併検討経緯

平成二二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、玉東町については、玉名市、岱明町、横島町、天水町との一市四町の合併パターンが示された。町長は、合併任意協議会参加に当初は慎重姿勢を示したものの、合併を検討することは必要であるとしてこれに参加、玉名郡市一市八町での協議が行われた。その後、横島町、天水町の二町と共に、一時任意協議会を離脱したものの、この三町での合併検討は具体化せず、玉東町は、住民アンケートの結果を踏まえ、玉名市を軸とする合併協議に復帰した。

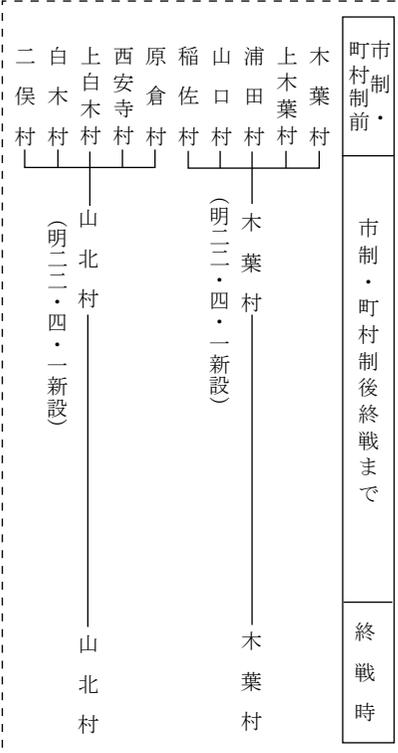
しかし、玉東町長は、広域合併による諸課題に対する懸念を示し、平成一六年一〇月の玉名地域一市八町合併協議の休止後も、新たな合併枠組みの模索には慎重な姿勢を見せ、結果的には、住民理解が得られないとして合併特例法期限内の合併を断念した。(第二編「荒尾・玉名地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 木葉村

旧藩時代は、内田手永の下にあった。明治七年(一八七四)の大小区制の下にあったのは、第七大区第五小区に属したが、一二年には郡区町村編制法に基づき、木葉町、上木葉村、浦田村、山口村、稲佐村の五か町村が一行政区域となり、戸長役場が置かれた。一七年の改正でも行政区域は変わらず、二二年四月、町村制施行により、これら五か町村が合併して木葉村となった。

(二) 山北村

旧藩時代は、小田手永の下にあった。明治七年(一八七四)には第七大区第四小区となり、戸長により村政がとられたが、一二年、郡区町村編制法に基づき、白木、上白木、二俣の三か村および原倉、西安寺の二か村がそれぞれ一行政区域とされ、戸長役場が置かれていた。一七年に行政区域の修正が行われ、これら五か村は一行政区域となった。二二年四月の町村制施行により、これら五か村が合併して山北村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

木葉、山北両村は、地形、産業、村民の生活環境などすべてが類似しており、古くから政治的にも経済的にも緊密な関係で、同一生活圈にあり、戦前から両村は、組合立の青年学校、伝染病組合を設立して行財政運営の合理化を図っていた。

昭和二八年(一九五三)、促進法が制定されるや、両村民の福祉増進のためには行政区域を拡大して財政力の強化を図ることが必要であるとの認識に基づいて、きわめて円滑に合併が促進されることになった。

同年一〇月、両村は、それぞれ議会議員、囑託員、各種団体の代表者など四人からなる合併促進委員会を結成し、主として町村合併促進の気運醸成を図った。

翌二九年八月、合併促進協議会を設立し、総務、土木、教育民生、経済の小さな委員会を設け、関係規約、事務局、予算案について決議し、正式に合併事務に着手。

しかし、合併促進協議会の委員のなかには、経済圏を同じくする八嘉村の東部および田原村の西部を含めて合併すべきであるとの意見が強く、これを住民に呼びかけたものもいた。関係住民のなかには、この案を希望し、運動を起こすものもいたが、県および両村当局がこれに反対または消極的で、両村の合併が終了のち、最終的に調整するとの態度をとったため、分割合併は実現しなかった。

両村の合併の基本的構想については、反対意見はほとんどなかったが、合併上問題となったのは、財産処分と村名選定であった。財産処分については、木葉村有地に官行造林がなされていたので、(実測六〇ヘクタール)、この財産を合併と同時に村の財産にするかどうかについて論議が交されたが、結局、財産区を設定し、その分収金の二分の一を新村に寄付することで意見が一致した。

なお、村名については、両村の名称を主張して譲らないので、村民一般から募集した結果、玉東村を採用した。こうして翌三〇年三月一日、両村は合併して玉東村が発足した。その後、四二年四月一日、町制を施行し、玉東町となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 木葉村と山北村を合体する。

(二) 実施の時期 昭和三〇年三月一日

(三) 新村名 村名は、「玉東村」とする。

(四) 役場の位置

1 役場は、両村のほぼ中央で交通、通信その他官公署との連絡および住民の至便な位置に置く。

2 役場の建物は、昭和三一年度に新築することとし、その竣工までの期間は、暫定的に木葉村大字木葉六六番地、一瀬春太郎氏の建物を借用し、充てるものとする。

(五) 役場出張所

1 出張所は設けない

2 その他の庁舎の転用の方針 将来社会福祉施設に転用する。

(六) 議員の任期

町村合併促進法の特例を適用し、その任期を昭和三〇年四月末日まで延長する。

(七) 議員の選挙区および定数

1 選挙区を設けるものとする。ただし、この選挙区の設定は、合併後最初の選挙に限る。

2 第一選挙区 木葉村九人 第二選挙区 山北村九人

(八) 農業委員の委員の任期および定数

1 定数は、促進法の特例を適用し、山北村八人、木葉村七人、計一五人を互

選によって選出する。

2 任期は、促進法の特例を適用し、昭和三一年二月末日まで延長する。

(九) 教育委員会の委員の任期

1 任期は、促進法の規定を適用して、現在の委員の互選による委員の任期と、昭和三一年二月末日まで延長する。

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱

1 促進法の規定に基づき、合併の際現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを承継するものとする。

2 特別職の職員については、別に考慮する。

3 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

ア 昭和三〇年三月一日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の三〇〇

イ 昭和三〇年八月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一五〇

ウ 昭和三一年二月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の五〇

(一一) 助役の定数 一人とする。

(一二) 嘱託員の設置 現在のまま存置する。

(一三) 資産および負債

1 両村の保有するいっさいの資産は、新村に引き継ぐものとする。ただし、木葉村の官行造林地については財産区を設置し、その分収金の二分の一を新村に提供するものとする。

2 両村の負債は、新村に引き継ぐものとする。

(一四) 消防団の統合

1 両村にある機械器具は、現状のままとし、逐次ガソリンポンプ等の購入をなし消防機械器具の充実整備を図る。

2 現在の消防団を次のとおり統合する。

合併前		合併後	
本団数	分団数	本団数	分団数
二	一一	一	一一
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇

生産額	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)			前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県 税納税額 千円
	計 千円	そ の 他 千円	農 産 千円			
	三五、九二六	四六、六九二	一六三、六四四	二六、三六六	九、七五五	一、四六〇
	二五、四二六	六、六九二	四三、一四四	二、五三八	四、四八二	二、一五〇
	一七、五〇〇	四〇、〇〇〇	二〇〇、五〇〇	一、四八六	五、二七三	三、〇